## 光電話サービス契約約款 新旧対照表

光電話サービス契約約款 新旧 対照 表			
IΒ	新	備考(変更理由)	
光電話サービス契約約款	光電話サービス契約約款		
2025年10月1日	2025年12月1日		
株式会社 STNet	株式会社 STNet		

## 光電話サービス契約約款 新旧対照表

		<del></del>
Ш		備考(変更理由)
<u>附 則</u>		
	1 この改正約款は、2025年12月1日から実施します。	
	2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信	
	サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	
	<u> </u>	
	3 4の特例措置の適用期間は2025年12月1日から開始し、終了時期は未定とします。ただし、	
	当社の判断により光電話サービス契約者への予告なく特例措置の終了及び内容を変更する場合があり	
	<u> </u>	
	4 3の期間中に光ネットサービス契約の申込みと同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込	
	<u>みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った光電話サービス契約者には次の特例</u>	
	措置を実施します。	
	(1) コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービス	
	に関する料金(ただし、電話帳掲載料は除く)については、光電話サービスの基本利用料が課金	
	される月から1ヶ月に限り、0円とします。	
	(2)他の減額措置により、コース1に係る光電話サービス契約の基本利用料が0円とされる場合	
	は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。	
		1